

生産性向上設備投資減税の証明書発行状況 【制度開始から 6,000 件以上を発行】

即時償却または最大 5%の税額控除が適用 平成 29 年 3 月 31 日までご利用可能

JEITA は、生産性向上設備投資減税（以下、本税制）の A 類型（先端設備）の証明書発行団体として、2014 年 2 月より証明書発行申請の受付を行っております。2014 年 2 月～2015 年 3 月 31 日までの証明書発行件数は 6,122 件と、多くの法人や事業主の方にご利用いただいております。本税制は平成 29 年 3 月 31 日までご利用いただけますので、ご利用を検討中の法人や事業主の方は積極的にご活用ください。

【制度の概要】

質の高い設備の投資について、即時償却又は最大 5%の税額控除が適用出来る税制措置です。

詳細は JEITA HP をご確認ください。

<http://www.jeita.or.jp/japanese/topics/zeisei.html>

【適用期間および措置内容】

（1）生産性向上設備投資促進税制

●産業競争力強化法施行日

（平成 26 年 1 月 20 日～平成 28 年 3 月 31 日まで）

●即時償却または税制公助 5%

（ただし、建物・構築物は 3%）

●平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで
特別償却 50%（ただし、建物・構築物は 25%）又は
税額控除 4% ※（ただし、建物・構築物は 2%）

※税額控除額は当期の法人税額の 20%が上限

（2）中小企業投資促進税制（上乗せ措置）

●産業競争力強化法施行日

（平成 26 年 1 月 20 日～平成 29 年 3 月 31 日まで）

1) 資本金 3,000 万円以下の法人等及び個人事業主：
即時償却又は税額控除 10% ※

2) 資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人：

即時償却又は税額控除 7% ※

※税額控除額は当期の法人税額の 20% が上限

【事務手数料】

<申請者が JEITA 会員企業の場合>

●証明書 1 通につき、1,000 円（税込）

<申請者が上記以外の場合>

●証明書 1 通につき、3,000 円（税込）

【本件に対するお問い合わせ】

一般社団法人 電子情報技術産業協会 総合企画部

高梨・河野

TEL : 03-5218-1052 E-mail : shomei@jeita.or.jp